

令和7年度 紙と支払報告書の提出について

令和6年中に給与等(俸給・給料・賃金・賞与など、専従者給与を含む)を支払った事業所(個人事業主を含む)は、地方税法第317条の6の規定により、給与受給者が1月1日現在に居住する市町村へ「給与支払報告書」を提出しなければなりません。

市・県民税の課税の根拠となる重要な書類ですので、必ずご提出ください。

◎給与支払報告書(個人別明細書)作成上の注意事項

書き方の詳細については、国税庁発行の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」の「第2 紙と支払報告書」をご参照ください。

※裏面の「令和7年度給与支払報告書の記入について」も参考にしてください。

①個人番号・法人番号の記入が必要です。

<記入が必要な箇所>

- ・給与受給者の個人番号
- ・控除対象配偶者、扶養親族、16歳未満の扶養親族の個人番号
- ・給与支払者の法人番号(個人事業主の場合は、個人番号)

②前職分を含めて年末調整する場合は、摘要欄に次の内容を必ず記入してください。

- ・前職事業所の名称、所在地
- ・前職分の給与支払額、社会保険料
- ・前職分の源泉徴収税額
- ・前職の退職年月日

③住宅借入金等特別控除は正しく記入してください。

- ・住宅借入金等特別控除の額
- ・住宅借入金等特別控除可能額
- ・居住開始年月日
- ・住宅借入金等特別控除区分
- ・住宅借入金等年末残高



記載内容に不足や誤りがあると所得税の更正が必要になったり、住民税の計算に適用できない場合がありますので、正しい内容を記入してください。



④その他

- ・給与受給者が、退職・転勤・休職又は死亡等により、給与の支払いを受けなくなった場合、「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を速やかに提出してください。
- ・特別徴収をしている従業員(納税者)が1月1日以降に退職等する場合は、本人からの申出にかかわらず、未徴収税額を給与又は退職手当等から一括徴収してください。
- ・令和6年分所得税の定額減税に関する事項を摘要欄にご記入ください。

※記入方法については、国税庁HP等をご参照ください。

令和7年1月17日(金)までの早期提出にご協力ください。